1 競争入札に付する事項

(1)業務委託名

救急資器材管理供給業務委託

(2) 目的及び概要

消防局において使用する救急活動用消耗品及び医薬材料の供給、搬送、 在庫状況、消費状況等について、これらを一元運用管理する方式で業務委 託することにより、消防局における業務の効率化を図ることを目的とする。 ※詳細は仕様書を参照のこと。

(3) 履行場所

熊本市消防局の1課、6消防署及び17庁舎、出張所(別紙1) 納品場所については、1課及び6消防署

(4) 履行期間

令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31 日まで

2 担当部局

〒862-0971 熊本市中央区大江三丁目1番3号 熊本市消防局警防部救急課

電話 096-363-2360 (直通)

ファックス 096-363-0243

メールアドレス shouboukyukyu@city.kumamoto.lg.jp

3 入札手続の種類

この案件は、入札前に条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)の確認を行い、競争入札参加資格があると認められた者による入札の結果に基づき落札者を決定する方法により入札手続を行う。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

(1) 令和5、6年度(2023、2024年度)熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱(平成20年告示第731号)第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。あわせて、令和7、8年度(2025、2026年度)熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、受理されており、

かつ、令和6、7年度(2024、2025年度)熊本市物品売買(修理)契約に係る競争入札(見積)参加資格審査申請書を提出し、熊本市物品売買(修理)契約参加資格者に関する要綱(平成13年10月1日施行。以下「参加資格要綱」という。)第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。さらに、業種として、「薬品」業務での登録をしていること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者 であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生 手続の開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2 1条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ 更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱(平成18年 告示第105号) 第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止 等の措置要綱(平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」とい う。)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年8月10日法律第145号)第24条第1項に規定する販売業の許可を有すること。
- (10) 熊本市内に本店又は営業所等を有する者であること。
- (11) 国又は地方公共団体又は医療機関から直接受注した業務として、令和3年度(2021年度)以降に履行が完了した、物品の供給と管理に関する業務委託の実績を有すること。

5 申請手続等

(1) 申請書、仕様書等の交付期間及び方法

令和7年(2025年)1月29日(水)から令和7年(2025年) 2月6日(木)まで

熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する(担当部局での配布は熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第32号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く。)。郵送又は電送(ファックス、電子メール等)による交付は行わない。担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市

ホームページでは、その運用時間内にダウンロードできる。

なお、仕様書等の設計図書は、入札日までの間、2の担当部局で閲覧 に供する。

(2) 申請書等の提出方法等

本件入札の参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札 参加資格審査調書その他の必要書類(以下「申請書等」という。)を提 出し、競争入札参加資格の有無は市長の確認を受けなければならない。 提出方法等は、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参、郵送又は電送(ファックス、電子メール等)により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。電送(ファックス、電子メール等)により提出する場合は、必ず電話で着信を確認すること。

- (7) 競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)
- (4) 競争入札参加資格審査調書(様式第2号)
- (ウ) 入札参加者の同種業務の実績(様式第3号) (同種業務の実績は、申請書等提出日までに履行が完了したものに限る。)
- (エ) 同種業務の実績を証する契約書の写し(必須) なお、これだけでは同種業務の実績を有することが判断できない場合は、他の判断できる資料(図面、仕様書等の設計図書又は 発注者の証明等)で併せて補完すること。
- (オ) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第24条第1項に規定する 販売業の許可証の写し

イ 提出受付期間

令和7年(2025年)1月29日(水)から令和7年(2025年) 2月6日(木)まで(休日を除く。)の午前9時から正午、及び午後1 時から午後5時まで(必着)

ウ 提出部数

1部とする。

工 提出先

2の担当部局

才 留意事項

- (ア) 様式は、申請書等提出日時点で記載すること。
- (イ) ア(エ)、(オ)の書面が添付されていない場合は、その許可、実績又 は資格を有しているとは認めない。

また、ア(エ)により提出された書類では、同種業務の実績を有する

ことが判断できない場合も実績を有しているとは認めない。

- (3) 競争入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、結果(競争入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。)は、書面により通知する。
- 6 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- (1) 競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由を、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日(休日を除く。)以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 入札説明会

入札説明会は実施しない。

- 8 仕様書等に対する質問
- (1) 仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。
 - ア 提出方法

書面 (様式は自由) により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和7年(2025年)1月29日(水)から令和7年(2025年)2月18日(火)まで(休日を除く。)の午前9時から正午、及び午後1時から午後5時まで(必着)

ウ 提出先

2の担当部局

(2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、 熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和7年(2025年)2月21日(金)までに開始し、令和7年(2025年)2月27日(木)まで

イ 閲覧場所

2の担当部局

9 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者であっても、入札を執行するものとする。

10 入札等

(1) 5 (3) の通知により競争入札参加資格があると確認された者は、 次に定める方法に従い、入札に参加するものとする。

ア 入札日時

令和7年(2025年)2月27日(木) 午前10時00分

イ 入札場所

熊本市中央区大江三丁目1番3号 熊本市消防局 2階多目的室

ウ 入札方法

入札書を持参して行うこととし、郵送及び電送(ファックス、電子メール等)によるものは認めない。入札代理人が持参する場合は、別途委任状を提出することとし、次の(ア)及び(イ)を合計した金額を入札金額として記載すること。

- (ア) 救急用資器材の供給に係る費用は、物品購入予定数明細書(別紙2)に記載する救急資器材毎に設定単位当たりの単価を定め(箱売りしている物等は、1箱の金額を数量で除して求めること。)、各単価に年間予定使用量を乗じて得た額及びその合計金額とすること。
- (イ) 管理委託料は、本業務開始に係る準備、業務終了後の撤収及び 救急用資器材の供給・運搬・管理等の全てに係る経費とすること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の10 に相当する額を加算した金額(この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、2回までとする(2回目以降の入札書の提出は、 別途指示する。)。
- (4)入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった物品購入 予定数明細書(別紙2)を作成し、初度入札にあっては入札書と同時 に、再度入札にあっては落札者のみ、再度入札の開札後、入札執行者 が指定する日までに提出すること。
- (5) 入札書を提出した後は開札の前後を問わず、引換え又は取消しをすることができない。
- (6) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いった ん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。
- (7) 熊本市工事競争入札心得(平成2年告示第107号)第7条に準じ

るほか、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を、落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時に4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。

(8) 無効とした入札書は、返却しないものとする。

11 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落 札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (3) 最低制限価格は設定しない。

12 その他の留意事項

- (1) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 熊本市契約事務取扱規則第5条に定めるところにより、免除とする。
- (3) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則第22条の定めるところにより、落札者は、契約金額(単価契約の場合は、契約金額に予定数量を乗じて得た額)の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合は、契約保証金を免除とする。

- ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保 証証券を契約締結の時までに提出したとき。
- イ 落札者から委託を受けた保険会社と市が工事履行保証契約を結び、 保証証券を契約締結の時までに提出したとき。
- ウ 過去2年の間に、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じく する契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の 明(ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた 書類の写しを添えても可。)を提出したとき。

(4) 契約書(案)

熊本市ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。 供する。

(5) 申請書等に関する事項

ア 提出期限までに申請書等を提出しなかった場合は入札参加者として認められないものとする。

- イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された申請書等は、返却しない。
- エ 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無 断で使用しない。
- オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- カ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この申請書等 を無効とし、競争入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締 結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に 基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
- (6) 競争入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間に競争 入札参加資格があると認めた者が競争入札参加資格はないものと判明 した場合は、競争入札参加資格確認の通知を、理由を付して取り消すも のとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌 日から起算して5日(休日を除く。)以内に、市長に対して競争入札参 加資格がないと認めた理由を、書面により説明を求めることができる。
- (7) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が4に規定する競争入札 参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができる ものとする。
- (8)申請書等の提出及び入札にあたっては、熊本市工事競争入札心得に準じて実施する。
- (9) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること(消えるボールペンは不可)。

履 行 場 所 別紙1

/100 1	1 300 171		
	システム管理対象課・ 隊	履行場所	納品場所
1	警防部救急課	警防部救急課 熊本市中央区大江三丁目1番3号	警防部救急課 熊本市中央区大江三丁目1番3号
2	中央第一救急小隊	中央消防署	
3	中央第二救急小隊	熊本市中央区大江三丁目1番3号	中央消防署
4	南熊本救急小隊	南熊本庁舎 熊本市中央区南熊本三丁目8番25号	熊本市中央区大江三丁目1番3号
5	出水救急小隊	出水出張所 熊本市中央区水前寺公園 13 番 40 号	
6	東第一救急小隊	東消防署	
7	東第二救急小隊	熊本市東区東町四丁目6番17号	東消防署
8	託麻救急小隊	託麻出張所 熊本市東区下南部一丁目 3 番 137 号	熊本市東区東町四丁目6番17号
9	小山救急小隊	小山出張所 熊本市東区小山四丁目 4 番 22 号	
10	西救急小隊	西消防署 熊本市中央区米屋町一丁目 12 番地 1	
11	池田救急小隊	池田庁舎 熊本市西区池田二丁目 4 番 43 号	
12	田崎救急小隊	田崎出張所 熊本市西区田崎二丁目2番36号	西消防署
13	小島救急小隊	小島出張所 熊本市西区小島八丁目 10 番 20 号	熊本市中央区米屋町一丁目 12 番地 1
14	島崎救急小隊	島崎出張所 熊本市西区島崎二丁目 17 番 23 号	
15	河内救急小隊	河内出張所 熊本市西区河内町野出 1891 番地 1	
16	南救急小隊	南消防署 熊本市南区平田二丁目 13 番 1 号	
17	川尻救急小隊	川尻出張所 熊本市南区南高江二丁目 15 番 53 号	
18	飽田天明救急小隊	飽田天明出張所 熊本市南区白石町 385 番地 1	南消防署 ・ 熊本市南区平田二丁目 13 番 1 号
19	富合救急小隊	富合出張所 熊本市南区富合町田尻 445 番地 5	熊本川用区十四二 月 13 街 1 万
20	城南救急小隊	城南出張所 熊本市南区城南町さんさん一丁目1番 地1	
21	北救急小隊	北消防署 熊本市北区四方寄町 514 番地 1	
22	清水救急小隊	清水出張所 熊本市北区清水亀井町 12 番 22 号	
23	楠救急小隊	楠出張所 熊本市北区楠五丁目7番60号	北消防署 熊本市北区四方寄町 514 番地 1
24	植木救急小隊	植木出張所	
25	植木ポンプ救急小隊	熊本市北区植木町山本 739 番地 2	
26	益城西原救急小隊	益城西原消防署	
27	益城西原救急救助小隊 (または、益城西原ポン プ小隊)	上益城郡益城町大字寺迫 202 番地 1	益城西原消防署 上益城郡益城町大字寺迫 202 番地 1
28	西原ポンプ救急小隊	西原出張所 阿蘇郡西原村大字小森 583 番地 1	

物品購入予定数明細書

管理 番号	分類	品名	品名指定	年間購入 予定数量	単位	単価(税抜)	金額(税抜) (年間数量×単価)
1	記録紙	除細動器・患者監視装置用記録紙	互換品可	314	₩		
2		ラリンゲルチューブ サクションディスポ #0	品目指定	4	本		
3		ラリンゲルチューブ サクションディスポ #1	品目指定	4	本		
4		ラリンゲルチューブ サクションディスポ #2	品目指定	4	本		
5		ラリンゲルチューブ サクションディスポ #3	品目指定	22	本		
6		ラリンゲルチューブ サクションディスポ #4	品目指定	122	本		
7		ラリンゲルチューブ サクションディスポ #5	品目指定	4	本		
8	気道確保資器材	気管内チューブ 7.0mm	同等品可	25	本		
9		気管内チューブ 7.5mm	同等品可	25	本		
10		気管内チューブ 8.0mm	同等品可	16	本		
11		スタイレット 4mm	同等品可	16	本		
12		スタイレット 5mm	同等品可	10	本		
13		潤滑ゼリー	同等品可	202	個		
14		トーマスセレクトチューブホルダー	品目指定	78	個		
15		ヤンカーカテーテル	同等品可	32	本		
16	吸引用資器材	吸引カテーテル(10Fr)	同等品可	75	本		
17		吸引カテーテル(16Fr)	同等品可	100	本		
18		酸素カニューラ (成人)	同等品可	91	個		
19		酸素カニューラ (小児)	同等品可	16	個		
20	酸素投与資器材	中濃度酸素マスク(成人)	同等品可	115	個		
21	政治汉子其命的	中濃度酸素マスク(小児)	同等品可	10	個		
22		高濃度酸素マスク(成人)	同等品可	212	個		
23		高濃度酸素マスク(小児)	同等品可	32	個		
24	医療用エアフィルタ	医療用エアフィルタ	同等品可	721	個		
25	補正液	乳酸リンゲル液 250ml	品目指定	401	本		
26	補正液	乳酸リンゲル液 500ml	品目指定	128	本		
27		輸液ライン(三方活栓付き)	品目指定	576	袋		
28		留置針 18G	同等品可	12	本		
29	静脈路確保資器材	留置針 20G	同等品可	138	本		
30	的加州中区的	留置針 22G	同等品可	428	本		
31		透明フィルムドレッシング	同等品可	440	枚		
32		酒精綿(個包装)	同等品可	637	包		
33	アドレナリン	アドレナリン注0.1%シリンジ	品目指定	480	本		
34	ブドウ糖	ブドウ糖注20%シリンジ	品目指定	0	本		
35		血糖測定チップ	品目指定	420	個		
36	- 血糖測定資器材	血糖測定針(メディセーフファインタッチディスポ)	品目指定	621	本		
37		血糖測定針(メディセーフ針)	品目指定	94	本		
38		穿刺部保護用絆創膏	同等品可	342	枚		
39	除細動パッド	除細動パッド(救急隊用)	品目指定	980	組		
40	心電図電極	心電図電極	同等品可	119,698	個		
41	三角巾	三角巾	同等品可	69	枚		
42	アルミックシート	アルミックシート	同等品可	13	枚		

1

管理 番号	分類	品名	品名指定	年間購入予定数量	単位	単価(税抜)	金額(税抜) (年間数量×単価)
43		自着性伸縮包帯(25mm)	同等品可	75	巻		
44		自着性伸縮包帯 (50mm)	同等品可	125	巻		
45	包帯	粘着性伸縮包帯(25mm)	同等品可	7	巻		
46	2·带	ネット包帯(手足用)	同等品可	4	箱		
47		ネット包帯(大腿・肩用)	同等品可	7	箱		
48		ネット包帯(頭用)	同等品可	10	箱		
49	テープ	サージカルテープ(12.5 mm)	同等品可	32	巻		
50		サージカルテープ (25mm)	同等品可	94	巻		
51		滅菌ガーゼ(7.5cm×7.5cm)	同等品可	2,283	枚		
52	ガーゼ	滅菌ガーゼ(15cm×15cm)	同等品可	653	枚		
53		未滅菌ガーゼ(25cm×25cm) 4折 200枚入	同等品可	28	袋		
54		頸椎固定具 小児	品目指定	38	個		
55	頸椎固定具	頸椎固定具 成人	品目指定	19	個		
56	臍帯クリップ	臍帯クリップ	同等品可	16	個		
57		次亜塩素酸ナトリウム (6%) 500mℓ	同等品可	13	本		
58		消毒用アルコール(76.9~81.4vol%) 10 ℓ	同等品可	32	本		
59	ツェ - ル ム次四十	次亜塩素酸ナトリウム液含浸ウェットクロス(個包装)	同等品可	32	袋		
60	- 消毒・洗浄資器材 	血液凝固防止剤 4ℓ	同等品可	10	本		
61		アルコール含有ウェットクロス(大容量詰替専用容器)	同等品可	4	個		
62		アルコール含有ウェットクロス(大容量詰替用)	同等品可	168	袋		
63	サージカルマスク	サージカルマスク	同等品可	704	箱		
64		ニトリル手袋 Sサイズ(200枚入)	同等品可	20,000	枚		
65	- ニトリル手袋 -	ニトリル手袋 Mサイズ(200枚入)	同等品可	110,000	枚		
66		ニトリル手袋 Lサイズ(200枚入)	同等品可	45,000	枚		
67	ストレッチャーカバー	ストレッチャーカバー	同等品可	1,000	枚		
68	シューズカバー	シューズカバー (ショート)	同等品可	7,700	枚		
69	ペーパータオル	ペーパータオル	同等品可	634	個		
70	ティッシュペーパー	ティッシュペーパー	同等品可	264	個		
71	ごみ袋	車載ごみ箱用ごみ袋(巻枚数20枚/本)	同等品可	529	本		
72	血圧計カフ	血圧計カフ(ウォール型・携帯用:成人)	品目指定	16	個		
73		血圧計カフ(ウォール型・携帯用:小児)	品目指定	0	個		
74		血圧計カフ(監視モニター用:成人)	品目指定	7	個		
75		血圧計カフ(監視モニター用:小児)	品目指定	0	個		
76		血圧計カフ(監視モニター用:大腿部)	品目指定	4	個		
77	ブドウ糖	ブドウ糖注50%シリンジ	品目指定	100	本		

注:メーカーによって箱入数が異なるため、**単位当たり数量に換算して単価を出すこと**

物 品 料 (上記金額合計)	円
管 理 委 託 料	H
(令和7年4月~令和8年3月)	1 1

※税抜きで計算すること。

この合計金額を入札書に記載してください。

合	計				円
---	---	--	--	--	---